

湖東圏域エンディングノート協働発行および普及啓発事業仕様書

1 事業名称

エンディングノート協働発行および普及啓発事業

2 提案に係る条件

- (1) 規格 A4 判、中綴じ・左開き製本
- (2) 刷色 全フルカラー
- (3) 紙質 マットコート紙 90kg
- (4) ページ数 24 ページ程度
- (5) 記載内容
 - ①表紙は彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の連名とする。
 - ②発行事業者が提案する本文コンテンツ
 - ・人生の振り返りについて
 - ・もしもの時について
 - ・健康状態、資産等の情報
 - ・ACP について
 - ・エンディング（葬儀や遺言等）について
 - ③湖東圏域（1 市 4 町）から提供する情報 3 ページ程度
 - ④企業等広告 5 ページ程度（②および③全ページの 3 割未満）
- (6) 発行部数 2,700 部
- (7) 発行日 令和 9 年 4 月
- (8) 広告掲載
 - ①彦根市広告掲載要綱（平成 23 年彦根市告示第 151 号）（以下「要綱」という。）および「湖東圏域エンディングノート協働発行および普及啓発事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）によること。
 - ②広告内容（掲載面やレイアウト等）については、要綱の基準に基づき、事前に審査し、冊子への掲載を決定する。協議が整わない場合は市の指示に従うこと。
 - ③広告の掲載場所は、表紙および目次ページ以外のページ全体を原則とし、掲載記事と広告が混在することのないようにすること。なお、広告枠には広告記事であることがわかるよう、右上または左下に「広告」のクレジットを入れることを基本とする。
- (9) 啓発事業 在宅看取りや ACP の意義、エンディングノートの活用等について、各種媒体等により住民に対して普及啓発を実施すること。
- (10) その他
 - ①協定は彦根市、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会、発行事業者の 3 者で締結するものとする。
 - ②発行事業者との協定期間は、締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

3 費用負担

「エンディングノート」の企画・編集、印刷製本、納品、普及啓発等に係る費用は、事業者が全額負担するものとする。

4 業務分担

項目	内容	市および事業者協議会	発行事業者
編集	行政情報の提供	○	
	本文コンテンツ内容の提供		○
	原稿の校正・チェック	○	○
印刷・製本	印刷・製本		○
検品	完成品の検査	○	
納品	完成品の納品		○

広告販売	広告募集活動		○
	各種団体への協力依頼	○	○
	広告制作・代金回収		○

※市からの情報は、原則 Word や Excel などの電子データで提供するものとする。

5 納品

(1) 納品場所

彦根市高齢福祉推進課

彦根市八坂町 1900 番地 4 くすのきセンター2 階

(2) 納品物

「エンディングノート」(冊子)

ホームページ用データ (PDF)

(3) 納品方法

数量確認が容易になるようにすること。

(4) 納品期限

令和 9 年 3 月 17 日 (水)

6 配布方法

- (1) 在宅看取りの出前講座の参加者や、在宅医療福祉のボランティア団体「花かたばみの会」に参加した住民に、エンディングノートの意味、目的などを説明し記載を希望する住民に配布する。
- (2) 湖東圏域の各市町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）の担当各課の窓口を設置し、記載を希望する住民に配布する。
- (3) 湖東圏域の病院の地域連携窓口等に設置し、記載を希望する住民に配布する。
- (4) 湖東圏域の地域包括支援センターを通して、記載を希望する住民に配布する。
- (5) 湖東圏域の調剤薬局、歯科診療所、支所・各出張所、図書館等に設置し、記載を希望する住民に配布する。
- (6) 介護支援専門員等を通して、記載を希望する介護保険サービス利用者および家族に配布する。

7 配布期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日（1年間）

※ただし、発行事業者と協議の上、変更することができる。

8 著作権

市からの提供情報については市が、それ以外の情報やデザイン等については発行事業者が著作権を持つ。

9 広告の募集に関して

- (1) 広告主、広告内容については、要綱および募集要項を遵守すること。
- (2) 市は、広告募集に関して、諸団体事務局への依頼文等を送付することはできるが、直接団体構成員への協力依頼は行わない。
- (3) 事業者は、広告主に対し、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主であるかのような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。
- (4) 広告の営業活動の際、各種法令違反や国税および地方税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。
- (5) 広告募集業務開始時期については、市と調整すること。

10 発行に関する責任

- (1) 「エンディングノート」の発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、市および事業者は、直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、発行事業者が

集めた広告内容に関する一切の責任は、事業者または広告主が負うものとする。

- (2) 発行事業者は、広告主および広告内容が基準に定める内容等に対し不適当な状況が生じた場合は、速やかに市に文書で報告するとともに、当該冊子を回収し、代替の冊子を市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の対応を行うこと。
- (3) 冊子の納品後に生じた事情により、市が冊子の使用について不適当と認めたときは、当該冊子の使用を取りやめるものとする。

11 その他

- (1) 形状、色、広告内容等の冊子の仕様については、事前に市と十分に協議すること。なお、市町の業務内容等を冊子に記載する場合は、市の指示に従うものとする。
- (2) 文字校正を2回とし、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3) 本事業において取得した情報は市町の許可を得た上で、発行事業者が転載できるものとする。ただし、著作権および著作者人格権を侵害しない範囲での転載とする。

12 問合せ先

彦根市福祉保健部高齢福祉推進課 担当：黒木
〒522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4（くすのきセンター2 階）
TEL. 0749-24-0828 FAX. 0749-24-5870
E-mail kourei@ma.city.hikone.shiga.jp